

奈良地方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表

(基準年度 : 平成27年度)

(1平方メートル単価・単位:円)

種類 \ 構造	木造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
居宅	79,000	48,000	87,000	91,000	113,000	105,000
共同住宅	70,000	48,000	87,000	91,000	113,000	105,000
旅館・料亭・ホテル	-	-	-	107,000	118,000	-
店舗・事務所 ・百貨店・銀行	64,000	-	62,000	67,000	119,000	-
劇場・病院	81,000	-	-	107,000	118,000	-
公衆浴場	-	-	-	-	-	-
工場・倉庫・市場	26,000	45,000	27,000	50,000	81,000	-
土蔵	-	-	-	-	-	-
附属家	35,000	61,000	36,000	67,000	109,000	-

※ 本基準により難しい場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

建物の種類別の認定基準対応表

1	建物の種類(不登規則及び不登準則)	評価のない新築建物の課税標準価格の認定基準上の「建物の種類」
1	居 宅	居 宅
2	店 舗	店舗・事務所・百貨店・銀行
3	寄 宿 舎	共同住宅
4	共同住宅	共同住宅
5	事 務 所	店舗・事務所・百貨店・銀行
6	旅 館	旅館・料亭・ホテル
7	料 理 店	旅館・料亭・ホテル(又は店舗)
8	工 場	工場・倉庫・市場
9	倉 庫	工場・倉庫・市場(又は土蔵)
10	車 庫	附属家(又は倉庫)
11	発 電 所	工場・倉庫・市場
12	変 電 所	工場・倉庫・市場
13	校 舎	店舗・事務所・百貨店・銀行
14	講 堂	店舗・事務所・百貨店・銀行
15	研 究 所	店舗・事務所・百貨店・銀行
16	病 院	劇場・病院
17	診 療 所	劇場・病院(又は店舗)
18	集 会 所	店舗・事務所・百貨店・銀行
19	公 会 堂	劇場・病院
20	停 車 場	工場・倉庫・市場
21	劇 場	劇場・病院
22	映 画 館	劇場・病院
23	遊 技 場	店舗・事務所・百貨店・銀行
24	競 技 場	劇場・病院
25	野 球 場	劇場・病院
26	競 馬 場	劇場・病院
27	公 衆 浴 場	公衆浴場
28	火 葬 場	工場・倉庫・市場
29	守 衛 所	店舗・事務所・百貨店・銀行
30	茶 室	居 宅
31	温 室	工場・倉庫・市場
32	蚕 室	工場・倉庫・市場
33	物 置	附属家(又は土蔵)
34	便 所	附属家
35	鶏 舎	工場・倉庫・市場
36	酪 農 舎	工場・倉庫・市場
37	給 油 所	店舗・事務所・百貨店・銀行

※上記分類により難しい事情がある場合は、個別具体的に判断することとする。

また、上記分類にない「建物の種類」については、どの建物の種類に最も類似するか、個別具体的に検証し、「認定基準上の建物の種類」を適用すること。

経年減価補正率表

1 木造建物減価補正率

経過年数	経年減点補正率
1	0.80
2	0.75
3	0.70
4	0.67
5	0.64
6	0.62
7	0.59
8	0.56
9	0.53
10	0.50
11	0.48
12	0.45
13	0.42
14	0.39
15	0.37
16	0.34
17	0.32
18	0.30
19	0.28
20	0.26
21	0.25
22	0.24
23	0.23
24	0.22
25	0.21
26	0.21
27以上	0.20

2 非木造建物減価補正率

経過年数	経年減点補正率
1	0.9579
2	0.9309
3	0.9038
4	0.8803
5	0.8569
6	0.8335
7	0.8100
8	0.7866
9	0.7632
10	0.7397
11	0.7163
12	0.6929
13	0.6695
14	0.6460
15	0.6225
16	0.5992
17	0.5757
18	0.5523
19	0.5288
20	0.5054
21	0.4820
22	0.4585
23	0.4388
24	0.4189
25	0.3992
26	0.3794
27	0.3596
28	0.3398
29	0.3228
30	0.3059
31	0.2916
32	0.2774
33	0.2631
34	0.2488
35	0.2345
36	0.2294
37	0.2243
38	0.2191
39	0.2140
40	0.2089
41	0.2071
42	0.2053
43	0.2036
44	0.2018
45以上	0.2000

※1 本表は、固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）の「木造家屋経年減点補正率基準表」及び「非木造家屋経年減点補正率基準表」から平均値を算出したものであり、平成26年6月26日付け総務省告示第217号及び同年11月28日付け総務省告示第421号の数値を反映したものである。

※2 新築建物価格認定基準は、経過年数1年以上の場合に、当該基準を用いて以下の式により算出することとする。

【新築後5年経過の木造建物の例】
 基準表の単価×0.64（経過年数5年の経年減点補正率）